

## 2022年度 第1回 浜松市総合教育会議 次第

日時：2022年7月11日(月) 15:00～

場所：庁議室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 2022年度の協議事項など 資料1
- 4 協議事項  
いじめ問題への対応について 資料2
- 5 閉会

## 2022年度 第1回 浜松市総合教育会議 出席者名簿

No	役 職	氏 名
1	浜松市長	鈴木 康友
2	浜松市教育長	宮崎 正
3	浜松市教育委員会委員(浜松市教育長職務代理者)	安田 育代
4	浜松市教育委員会委員	黒柳 敏江
5	浜松市教育委員会委員	田中 佐和子
6	浜松市教育委員会委員	神谷 紀彦
7	浜松市教育委員会委員	鈴木 重治

※ 順不同、敬称略

## 2022 年度の協議事項などについて

回	日時等	協議事項/報告事項
1	7月11日(月) 午後3時～ 庁議室	協議事項 ・ いじめ問題への対応について 【論点等】 ○相談手法の拡充と周知について ○いじめへの組織的な対応について
2	12月15日(木) 午後3時30分～ 庁議室	協議事項 ・ 放課後の子供の居場所づくりについて ・ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について (2021年度 第2回協議事項)

※ 現時点の内容であり、今後の状況により変更になる場合があります。

# いじめ問題への対応について

## ～いじめ未然防止及び早期発見に向けた取組～

### 《説明資料》

2022年7月11日

学校教育部 指導課

# 目次

- 1 いじめに関する定義
- 2 いじめの防止等のための基本的な方針
- 3 浜松市いじめ問題再調査委員会からの提言
- 4 提言を受けて
- 5 いじめ防止等の主な取組
- 6 本日の論点

# 1 いじめに関する定義

## (1) 「いじめ」の定義

### ●いじめ防止対策推進法第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

# 1 いじめに関する定義

## (2) 「いじめの解消」の定義

### ●いじめの防止等のための基本的な方針第2（4）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある  
ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、  
必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為  
（インターネットを通じて行われるものを含む。）が  
止んでいる状態が相当の期間継続していること  
この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

# 1 いじめに関する定義

## (3) 「重大事態」の定義

### ●いじめ防止対策推進法第28条

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 2 いじめの防止等のための基本的な方針

### (1) 浜松市いじめの防止等のための基本的な方針

#### いじめ防止対策推進法に基づいて策定（2014年3月）

##### 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- ・ いじめの定義、いじめの理解、いじめに対する基本的な考え方等

##### 第2 浜松市のいじめの防止等のための対策

- ・ いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための浜松市、家庭、学校、地域の役割と取組

##### 第3 重大ないじめの問題への対処

- ・ 重大事態の発生と調査、調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

## 2 いじめの防止等のための基本的な方針

### (2) 学校いじめ防止基本方針

「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、各学校の方針を策定

#### ○いじめ防止等のための基本的な方向

いじめの定義、いじめの理解、いじめの考え方

#### ○いじめ防止等の対策

校内対策組織の設置、いじめの未然防止、早期発見、早期対応

#### ○重大事態への対処

重大事態の意味、調査、調査組織、結果の提供および報告等

### 3 浜松市いじめ問題再調査委員会からの提言

#### (1) 浜松市いじめ問題再調査委員会（2014年3月）

いじめの重大事態事案の調査結果報告を受けた市長が、重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要があると認めるときに設置し、再調査を行う

委員5人で組織

（弁護士、精神科医、保護司、公認心理師、学識経験者）

《2020年3月》

重大事態事案について、市長が再調査を行う必要があると判断し、いじめ問題再調査委員会による調査を開始

《2022年3月》

いじめ問題再調査委員会から、調査結果報告書の提出調査結果を踏まえ、重大事態への対処や同種事態の発生防止等のための4つの提言が浜松市に対して示された

# 3 浜松市いじめ問題再調査委員会からの提言

## (2) 浜松市いじめ問題再調査委員会からの提言 1・2

### 提言 1 いじめ重大事態の調査について

文部科学省策定の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた調査を確実に実施するために、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行うとともに、いじめの重大事態の調査組織を見直すこと

### 提言 2 各小中学校におけるいじめ対策組織の適正化について

いじめの未然防止及び早期発見と事案の対処について、各小中学校のいじめの対策組織が確実に機能するように「学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を見直し、見直し後の方針に沿って学校のいじめ対策組織が適正に機能できるよう必要な措置を市教育委員会が講ずること

# 3 浜松市いじめ問題再調査委員会からの提言

## (3) 浜松市いじめ問題再調査委員会からの提言 3・4

### 提言3 市におけるいじめ防止対策の体制について

浜松市のいじめ防止対策について、点検と見直しが確実に行えるような体制を整備するよう、市長の責任の下、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行うこと

### 提言4 本事案への対処について

本事案への対処について、浜松市として現在できることを検討し、「いじめの解消」に至るまで被害生徒及び保護者への支援を行うことと、加害生徒への指導の機会を模索すること

## 4 提言を受けて

### (1) いじめ調査等の公平性、中立性の確保

#### 浜松市いじめ問題第三者委員会の設置（新規）

教育委員会の諮問に応じて、以下について調査審議

- ・ いじめの防止等のための対策
- ・ 重大事態の調査に関すること

委員5人で組織

（学識経験者、精神科医、弁護士、臨床心理士、社会福祉士）

#### いじめ調査委員の設置（新規）

認知したいじめのうち、重大事態の疑いのある事案等について  
市長事務部局が調査を行い、結果を教育委員会に報告

委員5人

（弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者、元警察官等）

## 4 提言を受けて

### (2) 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定

#### 《見直しの方向性》

- ・ 本方針が適切に機能しているか点検して見直す仕組みを整備
- ・ 第三者委員会の設置や被害者に対する調査方針の説明など、重大事態への対処について、国のガイドラインを踏まえた公平性、中立性を確保
- ・ 「いじめが解消している状態」について明記し、被害児童生徒を守り、安全・安心を確保する仕組みを整備



浜松市いじめ問題第三者委員会に修正案を諮問し、9月までに改定

## 4 提言を受けて

### (3) 学校いじめ防止基本方針の改定

「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を踏まえ、  
各学校の方針を見直し

※ 見直し内容

- ・ 方針が適切に機能しているかについての点検及び見直しについて
- ・ いじめに係る情報の記録、管理について
- ・ 学校運営協議会との連携について 等

教育委員会から概要を示し、各学校が見直したものを教育委員会において確認（2022年度内に見直し）

# 5 いじめ防止等の主な取組

## (1) 未然防止・早期発見

取組名	概要
いのちについて考える日	自他の命の尊さを見つめ直す日として、各学校において取組を実施 《取組事例》 校長や人権擁護委員、スクールカウンセラーによる講話、児童会による劇の発表、生徒会主催の集会 等
児童生徒へのアンケート	【教育委員会】 対象：市立小中学校の児童生徒（小4から中3まで） 内容：3年に1度実施 いじめ傾向等を踏まえて対策を検討し、いじめの未然防止や早期発見、早期解消を目指す  【学校】 いじめの未然防止・早期発見等を目的としたアンケートを定期的 に実施
こころの健康観察	対象：市立小中学校の児童生徒 内容：メンタルヘルスに関する質問調査を実施し、配慮が必要な子供の支援につなげる  ※ いじめや不登校等の前兆として、メンタルヘルスの悪化があるという調査結果から、2020年度より実施 (継続実施により、心の変化を経年でモニタリング)

## 5 いじめ防止等の主な取組

取組名	概要
<p>専門知識を有する職員の派遣・配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ <b>生徒指導アドバイザー(学校長経験者)</b>                      小中学校を巡回し、指導、助言や情報交換を実施</p> </li> <li> <p>・ <b>スクールカウンセラー (SC)</b>                      学校に配置され、いじめや不登校等、子供や保護者の悩みに対応するため、子供の心理の臨床業務に長けた者による指導、助言、援助を実施                      (2019年度：51人 2020年度：55人 2021年度：55人)</p> </li> <li> <p>・ <b>スクールソーシャルワーカー (SSW)</b>                      学校に配置され、いじめや不登校、問題行動の未然防止、早期発見、早期解消 のために、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者が、地域や関係機関との連携強化を実施                      (2019年度：13人 2020年度：15人 2021年度：16人)</p> </li> </ul>
<p>ネットパトロールの実施</p>	<p>学校や生徒情報について書き込まれる頻度が高い掲示板や口コミサイト、SNSを調査してインターネット上のいじめに対応</p>
<p>いじめ子どもホットラインによる電話相談</p>	<p>いじめに特化した24時間年中無休の電話相談</p>

## 5 いじめ防止等の主な取組

ネットパトロール 年度別発見サイトの推移



- ・ ネットパトロールでの発見サイト数は年々増加しており、インターネット上のいじめ対応の重要性が増している。

## 5 いじめ防止等の主な取組

いじめの認知件数と  
いじめ子どもホットラインの相談件数

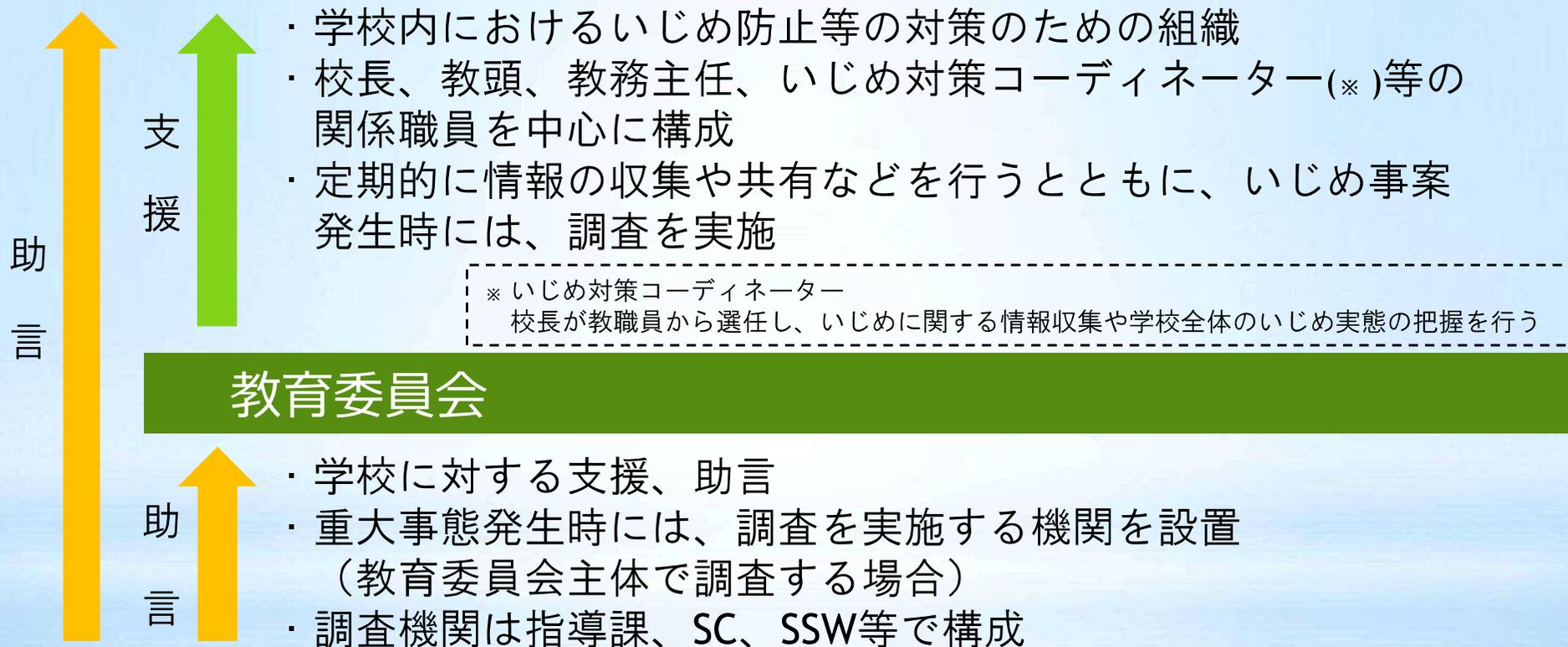


- ・【新規】2021年度から、これまでいじめに至らなかった事案もいじめとして積極的に認知し、対応に取り組んでいる。
- ・いじめの認知件数は増加しているが、ホットライン（電話）での相談件数は減少している。

# 5 いじめ防止等の主な取組

## (2) 組織的対応

### いじめ対策組織【学校】



### 【いじめ対策等専門家チーム】（2013年4月）

- ・ 弁護士、学識経験者、精神科医、臨床心理士、元警察官等で構成され、いじめ等の事案に対して、専門的な知見に基づく指導・助言を行う。

# 5 いじめ防止等の主な取組

## (3) 教職員の資質向上

### 《経験に応じた研修の実施》

研修名	対象者	演題・講師	内容等
初任者研修	初任者教諭 養護教諭	・ 不登校対応について 教育総合支援センター	○不登校の実情や不登校児への適切な支援について学ぶ
		・ ピア・サポート 教育総合支援センター・小中学校教諭	○良好な人間関係を築く方法について学ぶ
		・ 人権について 浜松市人権啓発センター	○人権の基本的な考え方や人権についての指導法を学ぶ
		・ 情報モラル教育 浜松市教育センター指導主事	○教育の情報化に伴う情報モラルの在り方について学ぶ
6年目研修	6年目の教諭	・ いじめのとらえ方と予防 大学教授	○いじめのとらえ方とその予防について学ぶ
ミドルリーダー研修	幼小中 中堅教諭	・ 教育相談・カウンセリング 大学教授	○職員間の人間関係や保護者との人間関係づくりのポイントを学ぶ

# 5 いじめ防止等の主な取組

## 《職能に応じた研修の実施》

研修名	対象者	演題・講師	内容等
生徒指導研修	生徒指導 主事・主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピア・サポート ～子供同士がより良い人間関係を築く 手立て～ 教育総合支援センター</li> </ul>	○小中学生の問題行動やいじめ、不登校の原因の一つである人間関係の改善につながるピア・サポートについて学ぶ
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロール事業報告 ネットパトロール実施事業者</li> <li>・これからの生徒指導に求められる組織的 対応について 指導課 指導主事</li> </ul>	○不適切なSNS利用が、問題行動やいじめ、不登校につながらないように、ネット上で起きている諸問題について学ぶ
いじめ対策 コーディネーター研修	いじめ対策 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム学校からチーミング学校へ 大学教授</li> <li>・いじめ対策Cの役割について 指導課 指導主事</li> </ul>	○いじめ対策コーディネーターの役割を自覚し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための学校の組織的対応の在り方を学ぶ
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松市のいじめ問題の現状と課題 大学教授</li> <li>・いじめ問題への取組の総点検について 指導課 指導主事</li> </ul>	○浜松市のいじめ問題の現状と課題について学び、自校のいじめ問題への取組の総点検につなげる

# 5 いじめ防止等の主な取組

## (4) いじめに関する校内研修（OJT）の実施

### 《目 的》

- ・ いじめに対する教職員の共通理解
- ・ いじめ未然防止に向けた学校風土の醸成 など

### 《学校での研修事例》

- ・ 教育委員会主催等の研修内容を校内で共有
- ・ 指導課指導主事を講師として、いじめや組織的対応について理解を深める事例検討
- ・ 過去の事例をもとに、その対応について検討することで、事例が発生した際の対応を共有
- ・ 外部講師を招き、教職員や保護者を含めた人間関係づくりのポイントについて理解を深める

## 6 本日の論点

### (1) 相談手法の拡充と周知について

#### 《課題》

- 対面での相談をはじめ、電話での相談やアンケートへの記入をためらう子供への相談窓口がなく、悩みを一人で抱え込んでしまう。
- 児童生徒や保護者がどこに相談してよいか分からず、相談すること自体を諦めてしまう。

### (2) いじめへの組織的な対応について

#### 《課題》

- いじめに対する教職員の理解や経験の差から、組織的な対応につながらない場合がある。
- 専門的知識の習得機会の更なる充実